

# 第3回上越市自立支援協議会

## 次 第

〔 とき 令和2年11月20日（金）  
10：00～11：30  
ところ 上越市役所 401 会議室 〕

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の素案  
について

・・・資料1、資料2

(2) 「（仮称）手話言語及びコミュニケーション条例」について

・・・資料3

4 その他

5 閉会

## 上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)について

### 1 計画の構成

記号は、国の指針における掲載の位置付けを示す。

◎：必須、○：適当、□：望ましい、△：努める、-：位置付けなし

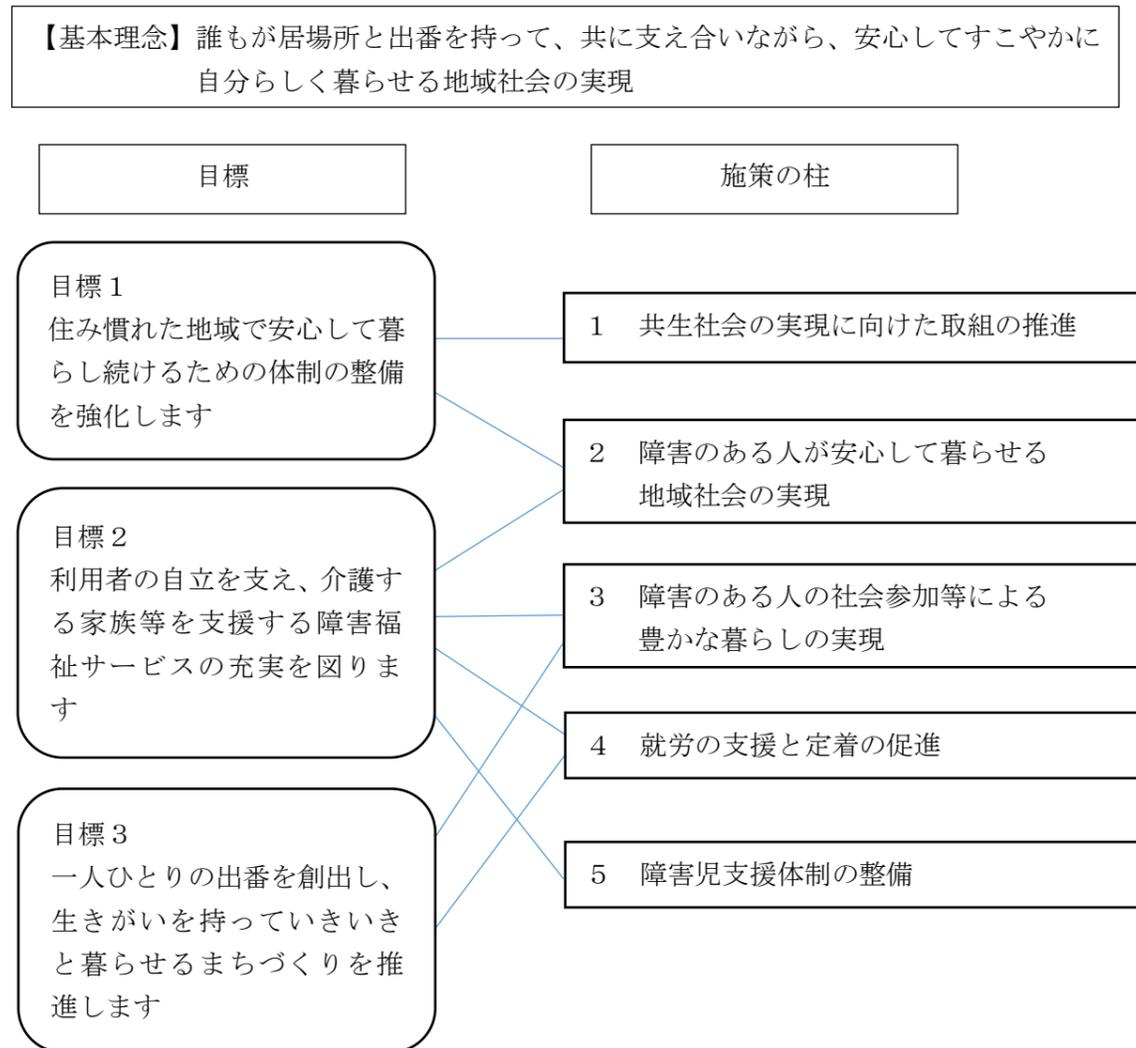
<input type="checkbox"/> 1 計画改定の趣旨・目的 <input type="checkbox"/> 2 計画の位置付けと計画期間 <input type="checkbox"/> 3 計画策定の方針と検討体制 <input type="checkbox"/> 4 計画の実現に向けた進捗管理と評価	第1章 計画の改定に当たって
- 1 国・県・当市の状況 ▶法改正の状況や各々の取組状況を記載 - 2 障害者の概況 ▶手帳所持者数及び障害支援区分認定者数の推移等のデータを記載	第2章 障害者を取り巻く状況
<input type="checkbox"/> 1 基本理念 <input type="checkbox"/> 2 目標 <input type="checkbox"/> 3 計画の体系	第3章 計画の基本的な考え方
△ ①前期計画における取組 ○ ②関連するニーズ調査結果、関係者からの意見 △ ③主な取組項目と具体的な取組 ◎ ④成果目標、活動指標 ▶第4章の構成イメージは資料2のとおり	第4章 施策の方向性・展開
◎ 1 障害福祉サービス、障害児支援の見込量(活動指標) ◎ 2 地域生活支援事業の見込み	第5章 障害福祉サービス量等の見込み
- 参考資料	

### 2 見直し後の計画の概要について

#### ○ 計画の基本的な考え方(第3章)

当市における健康福祉分野の本計画の上位計画である「上越市第2次地域福祉計画」の基本理念を、本計画の基本理念とする。

<計画の体系>



上越市  
第6期障害福祉計画  
第2期障害児福祉計画  
(案)

※第4章 施策の方向性・展開の  
構成イメージ (本文の内容は未定稿)

施策の柱	4 就労の支援と定着の促進	
施策の方向性	(1)	一般就労の促進
	(2)	福祉的就労の促進

前期計画における取組

- ジョブサポーターの配置により就労定着支援を推進
  - ・ジョブサポーターの取組：就労意欲がある障害のある人に対する就労活動・訓練・実習に係る支援、就労後の職場定着に向けた支援、就労先や実習先となる企業等の開拓
- 農福連携モデル事業や農福連携障害者就労支援事業の実施により就労先を拡大
  - ・農福連携モデル事業
    - 障害のある人が農産物の生産、加工及び販売までの一連の工程に関わる仕組みを作るなど、農福連携による6次産業化のモデルづくりに取り組んだ。
  - ・農福連携障害者就労支援事業
    - 福祉事業所で構成する上越ワーキングネットワークに事業を委託し、受入農家の開拓や障害のある人の特性に合った農作業のマッチングを行い、障害者による農作業の受注拡大に取り組んだ。

現状と課題

ニーズ調査結果

【図表〇-〇】 ニーズ調査「現在、あなたは自宅や会社などで仕事をしていますか」

<サービス未利用者>

	回答数	% (回答数/119)
している	50	42.0%
していない	56	47.1%
無回答	13	10.9%
合計	119	

(していないと答えた方)

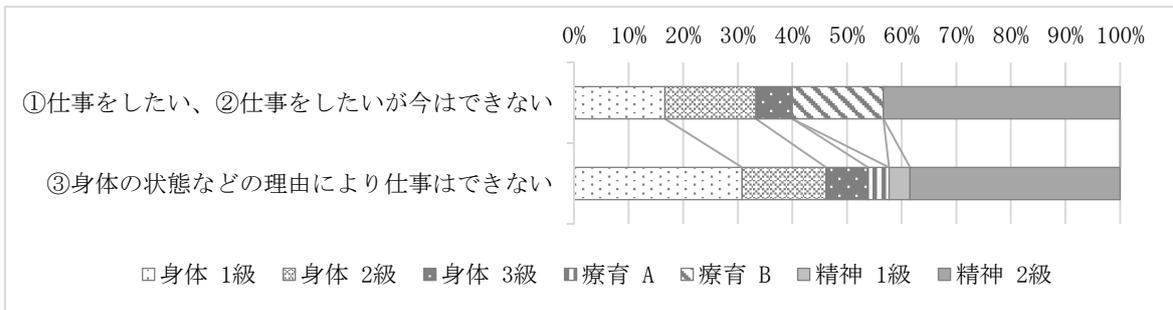
「あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか」

	回答数	% (回答数/56)
①仕事をしたい	16	28.6%
②仕事をしたいが今はできない	14	25.0%
③身体の状態などの理由により仕事はできない	26	46.4%
合計	56	

53.6%

(上記回答者の障害者手帳等級)

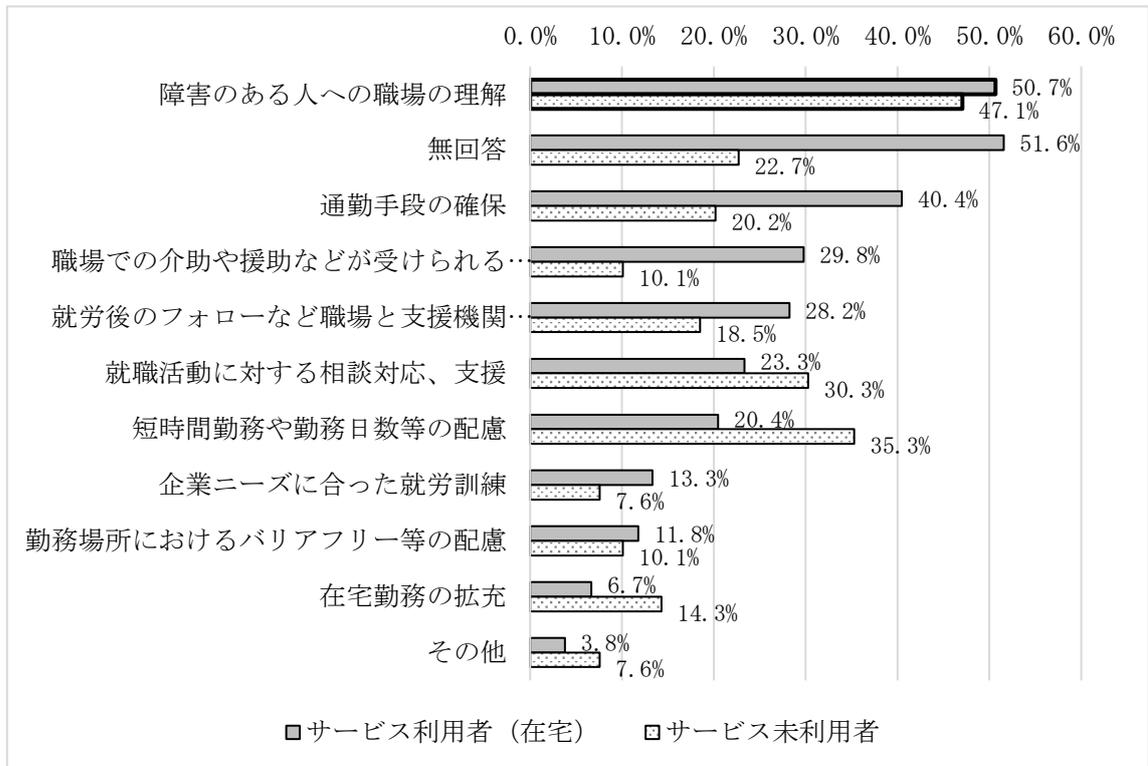
区分/手帳種別・等級	身体 1級	身体 2級	身体 3級	療育 A	療育 B	精神 1級	精神 2級	合計
①仕事をしたい、②仕事をしたいが今はできない	5	5	2	0	5	0	13	30
③身体の状態などの理由により仕事はできない	8	4	2	1	0	1	10	26
合計	13	9	4	1	5	1	23	56



・サービス未利用者の半数（47.1%）を占める未就労者のうち、その半数（53.6%）が就労意欲を示している。  
 ・これを障害者手帳の等級で比較すると、就労意欲を示す人では比較的軽度の等級の割合が高い。

【図表〇-〇】 ニーズ調査「障害者の就労に必要な支援は」

＜サービス利用者（在宅）、サービス未利用者＞ ※複数回答



・「障害のある人への職場の理解」（50.7%、47.1%）が最も高い。これ以外に、サービス利用者（在宅）では、「通勤手段の確保」（40.4%）、「職場での介助や援助などが受けられること」（29.8%）、サービス未利用者では、「短時間勤務や勤務日数等への配慮」（35.3%）、「就職活動に対する相談対応、支援」（30.3%）の順に高い。

関係者からの意見

- (1) 就労訓練の充実と特色ある事業所作り
  - ・個々の特性（得意・不得意）に見合った仕事のメニューが不足している。
  - ・利用者の限界を決め付けているところがある。
- (2) 職場定着率の向上
  - ・職場定着率が低いため就労移行支援事業所等の経営を圧迫している。
  - ・就労後、定着できる人材の育成が必要

## 第4章 施策の方向性・展開

### (3) 一般就労の拡大

- ・就労支援に当たる関係者は、企業が求める人材を的確に把握する必要がある。
- ・企業は、障害者への理解が不足している。

## 主な取組

### (1) 一般就労の促進

(継続) 就労移行支援事業等の利用促進

(継続) 就労定着支援

[充実] 就労先の拡大 (農業分野を含む)

(継続) 市民や企業の意識啓発 (障害を理由とする差別の解消)

### (2) 福祉的就労の促進

(継続) 就労継続支援の拡充

## 具体的な取組

### ○ 就労継続支援の拡充

- ・ニーズ調査の結果では、未就労者のうち障害の程度が比較的軽度の人を中心に就労意欲が高いことから、こうした意欲ある人の就労を実現するため、在宅の未就労者を中心に就労に向けた行動を喚起することができるよう、魅力ある就労支援に取り組む。
- ・具体的には、就労継続支援事業所等において、未就労者も魅力を感じ、取り組みやすい新たなメニュー (例えばパソコン入力作業など) を積極的に取り入れる。また、障害特性はもとより、個人の特性を踏まえた仕事や事業所のマッチングとなるよう、相談等の支援に当たる。

### ○ 市民や企業の意識啓発 (障害を理由とする差別の解消)

- ・一般就労及び職場定着においては、障害特性や個人の特性 (得意・不得意) への理解が重要であることから、職場や福祉事業所など雇用や支援する側はもとより、障害のある人自身も、お互いに異なる特性を理解した上で、認め合い、支え合う環境づくりに向けて啓発等に取り組む。

### ○ 就労先の拡大 (農業分野を含む)

- ・企業からは障害者の特性やニーズを踏まえた障害者雇用につながる求人を発信してもらう。
- ・障害者の就労の実績などを事例として示しながら、企業や商工団体、農業者等への訪問やセミナーの開催等によるPR活動を、市やハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係者が連携して行う。
- ・障害者雇用の実績がある企業の経験談を共有し、障害者の支援を得意とする福祉事業所との情報交換の機会を増やす。
- ・上記の取組を、企業や商工団体等に発信し、あわせて職場実習の受入れに対する企業への支援制度などを周知しながら、実習受入れ先や新規就労先の開拓を推進する。

- 就労定着支援
  - ・ 定着率の向上につながっている取組事例を各事業所が共有し、参考にしながら、一般就労及び定着できる人材の育成を図る。
  - ・ 障害者就業・生活支援センターとハローワークの連携による定着率促進のための取組を継続する。
- 就労移行支援事業等の利用促進
  - ・ 障害のある人の一般就労への移行と職場定着を推進するため、就労移行支援事業や就労定着支援等の利用促進を図る。

**成果目標、活動指標**

【図表〇-〇】 成果目標

国の目標項目	令和元年度末の実績値	市の目標値 [令和5年度末]
(1)福祉施設から一般就労への移行者数の増加	※年度中 一般就労者数：34人	※年度中 一般就労者数：44人以上 (1.29倍)
(2)就労移行支援事業所からの移行者数の増加	※年度中 就労移行支援事業からの一般就労者数：20人	※年度中 就労移行支援事業からの一般就労者数：26人以上 (1.3倍)
(3)就労継続支援（A型・B型）事業所からの移行者数の増加	※年度中 就労継続支援A型からの一般就労者数：7人 就労継続支援B型からの一般就労者数：7人	※年度中 就労継続支援A型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上 就労継続支援B型からの一般就労者数：9人 (1.29倍) 以上
(4)就労定着支援事業の利用の増加	就労移行支援等を通じた一般就労者34人のうち就労定着支援事業利用者数7人 (2割)	※年度中 就労移行支援等を通じた一般就労者のうち就労定着支援事業利用者数：14人 (3割) 以上
(5)就労定着率の増加	就労定着率8割以上の事業所：42.9%	就労定着率8割以上の事業所の割合：5割以上
(6)一般就労先の拡大（上越市単独成果目標）	新規障害者雇用企業数：80社	新規障害者雇用企業数：90社以上

## （仮称）手話言語及びコミュニケーション条例について

### 1 制定理由

#### (1) コミュニケーションの重要性

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みよい地域社会の形成を目指して取り組んでいる。
- ・人にやさしいまちづくりを進める上で、障害の有無にかかわらず、他者とのコミュニケーションが円滑に図られることは極めて重要である。

#### (2) 個々の特性に合わせた多様なコミュニケーション手段への理解

- ・コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、手話、点字、筆記など多様な方法でコミュニケーションを行っているが、こうした実態に対する市民の理解は十分とは言えない。

#### (3) 言語としての「手話」への理解

- ・手話は、独自の文法構造を有しており、日本語などとは異なる独立した言語であるにもかかわらず、社会で広く理解されているとは言えない。
- ・当市においては、手話通訳者等の養成や派遣等に力を入れてきたものの、平成30年度には、県聴覚障害者協会から「手話言語条例制定に関する要望書」が提出されるなど、市民の更なる理解が求められている。

### 2 条例制定の目的

市民が自分と異なる相手の特性や手話言語をはじめとする多様なコミュニケーション手段を理解し、認め合う意識を醸成し、人にやさしいまちづくりを一層推進するため（仮称）手話言語及びコミュニケーション促進条例を制定する。

### 3 基本的な考え方

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要。
- ・手話言語は、独自の言語であることを認識する。
- ・コミュニケーションの手段は、障害の有無、障害の特性、個性などにより多様であることを理解する。

### 4 条例の構成

- ・本条例は、「上越市自治基本条例」、「上越市人にやさしいまちづくり条例」と整合、調整を図り、理念を定める条例とし、具体的な事業等は、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年3月策定）等の各種計画に登載し、計画改定時に見直す。

## 5 制定により期待する効果

- ・手話を言語として認識するなど、多様なコミュニケーション手段への市民理解が進む。
- ・障害を始め自分と異なる特性を持つ相手への配慮が生まれ、市民間のコミュニケーションの円滑化が図られる。
- ・障害者への偏見や差別の解消につながる。
- ・障害者の雇用を始めとする活躍の場づくりを推進する契機となる。 など

## 6 今後の予定

- ・令和3年3月議会に上程し、令和3年4月1日施行を予定

## 7 条例制定後の取組（案）

### (1) 市民啓発

- ①【新規】広報上越に特集記事掲載（令和3年4月）
- ②【新規】条例制定記念イベント（令和3年5月）
  - ・条例制定についての説明
  - ・当事者による体験発表
- ③【新規】条例制定啓発用リーフレットの作成
  - ・講演会等に合わせて配布
- ④【新規】特別支援学校の活動発表及び販売会の開催
  - ・市内企業に案内 ⇒ 雇用の促進
- ⑤【拡充】ふくしのひろば（令和3年6月）
  - ・啓発ブースの設置等 ⇒ 条例制定、障害者への理解
  - ・市内企業に案内 ⇒ 雇用の促進
- ⑥【拡充】新潟日報社、県社協、市社協主催イベント（令和3年10月頃）
- ⑦【拡充】その他
  - ・民生委員・児童委員研修会、合同事業所説明会、福祉課職員が講師を務める講座、社会福祉法人等が開催するイベント など

### (2) 職員研修

- ・窓口担当職員を対象にコミュニケーション手段について研修会
- ・障害者差別解消について研修（継続）